

# IASB、討議資料「料金規制から生じる財務上の影響の報告」を公表

国際会計基準審議会(IASB)は、2014年9月17日、討議資料(DP/2014/2)「料金規制から生じる財務上の影響の報告」を公表した。本討議資料は、料金規制企業が置かれている経済的環境の特徴、及びそれらの特徴を一般目的の財務諸表において反映するにあたってIFRSの規定を修正する必要があるか否かについてコメントを求めるために公表された。

コメントの締切りは2015年1月15日である。



## 【概要】

- 本討議資料では、討議資料において「定義された料金規制」の特徴が、特定のガイダンスの開発を要する可能性のある料金規制の種類を網羅しているか否かについて、コメントを求めている。
- 本討議資料では、料金規制企業に関して、市場関係者が投資や融資を決定するにあたり、最も有用な情報は何であるかを検討している。また、考える会計処理のアプローチを示している。
- 本討議資料では、2014年1月30日に公表されたIFRS第14号「規制繰延勘定」の表示及び開示に関する規定について、今後開発する可能性のある開示及び表示の規定の基礎とすべきか否かについてもコメントを求めている。

## 【本討議資料公表の背景】

顧客にとって必需品である財・サービスを提供する特定の活動(例:輸送サービスや電気、ガス、水道等の公共事業)に対し、料金規制機関(政府等)が、財・サービスの供給や料金を規制するケースが多くみられる。定義された料金規制(後述「定義された料金規制の特徴」を参照)のもとでは、料金規制機関が、顧客の利益と、料金規制が課せられる企業(以下、料金規制企業)の財務上の存続可能性をともに確保するために、料金規制企業が顧客に請求できる料率や料率変更のタイミングを規制している。料率は、通常、見積コストや見積利用量に一定のマージンを考慮して設定される。ただし、見積額と実際発生額との相違等から、一時的にコストまたはコストの回収が過剰になる場合があり、これを解消するために、料率が見直されることがある。このような状況において、一部の国・地域では、将来の料率に転嫁することにより回収可能なコストの回収不足額、または、顧客に還元が要求される回収過剰額について、資産または負債として繰り延べることが許容または要求されている。

IFRSでは、そのようなガイダンスは設けられていない。本討議資料は、IFRS上、料金規制から生じる財務上の影響を財務諸表に反映させるためにIFRSの規定を修正すべきか、また修正する場合はどのように修正すべきかを検討するため公表された。

## 【料金規制に関するプロジェクト】

本討議資料は、料金規制に係る包括的な会計基準を開発することを目的とした研究プロジェクトの一環として公表されたものである。IASBは2014年1月、IFRSの初度適用企業のうち、従前の会計原則において規制繰延勘定を計上している企業だけが適用を選択することができる暫定的な会計基準として、IFRS第14号「規制繰延勘定」を公表した。IFRS第14号は、従前の会計原則に基づいて認識していた規制繰延勘定を、継続して認識することを認めるとともに、一定の開示を要求している(概要については、[あずさ監査法人のIFRSニュースフラッシュ](#)を参照)。

本討議資料は、IFRS第14号における表示及び開示に関する規定が、財務諸表利用者にとって有用であるか否かについてもコメントを求めている。

## 〈研究プロジェクトの経緯〉

年	暫定プロジェクト	包括プロジェクト
2013年	4月 公開草案 「規制繰延勘定」を公表	3月 情報要請 「料金規制」を公表 4月 料金規制に関する協議グループを設置
2014年	1月 IFRS第14号 「規制繰延勘定」を公表(暫定プロジェクトの終了)	9月 本討議資料 「料金規制から生じる財務上の影響の報告」を公表

## 【定義された料金規制の特徴】

料金規制には様々な種類があるが、本討議資料では、料金規制の影響を受けない活動から生じる権利及び義務から識別することができる、権利及び義務の組合せを生み出す可能性が最も高い料金規制の種類の呼称として、「定義された料金規制 (defined rate regulation)」という用語を使用している。定義された料金規制は、以下のすべての要素を含む、規制上の価格設定(=料率設定)のフレームワークを有するものをいう。

- 事実上競争がなく、顧客にとって必需品である財・サービス(例:電気、ガス、上水道)を提供しているために、顧客は、その料金規制企業が提供する財・サービスを購入する以外に選択の余地がほとんどないか、全くない。
- 料金規制の対象となる財・サービスの質及び量、並びに企業の他の料金規制について、基準が設けられている。
- 顧客にとっての価格を安定させるとともに、料金規制企業の財務的な存続を支援するような、料率に関する基準が設けられている。
- 料金規制企業及び料金規制機関に対し、強制力のある権利及び義務を生じさせる。

本討議資料では、定義された料金規制のこれらの主な特徴が、特定の会計基準を開発すべき対象を識別しているかについて質問している。

## 【考え方のアプローチ】

料金規制に関するプロジェクトでは、従来から、概念フレームワークの資産及び負債の定義に照らして、料金規制に係る資産及び負債を認識することが適切であるかどうかを検討している。ただし、現時点では明確な方向性は示されておらず、また概念フレームワークも現在審議中であることから、以下の代替的なアプローチも示している。

### ■ 一連の権利及び義務を無形資産(すなわち、ライセンス)として認識する

IAS第38号「無形資産」を改訂し、一定の特徴を有する料率設定プロセスについて、規制上のライセンスまたはその構成要素の帳簿価額の変動として認識する。

### ■ 料金規制上の会計処理の規定を用いる

IFRSの一般的な規定の例外として、料金規制上の会計処理の規定を適用できるようにする。

### ■ IFRSにおいて特定の会計基準を開発し、コストまたは収益の認識の時期をずらす

コストまたは収益(もしくはそれらの組合せ)の認識を繰り延べたり前倒したりするような会計基準を開発することを検討する。

### ■ 規制線延勘定を認識することを禁止する

IASBは、本討議資料及び概念フレームワークに寄せられるフィードバックを検討した結果として、IFRSに基づく財務諸表において規制線延勘定を認識することを禁止する可能性がある。この場合、料金規制の財務上の影響を説明するために、特定の開示のみに関する規定を開発するか否かを検討する可能性がある。

## 【次のステップ】

IASBは、本討議資料に寄せられたコメントを検討し、料金規制から生じる財務上の影響の報告に関する公開草案を公表するか否かを決定する予定である。

## 編集・発行

### 有限責任 あずさ監査法人

### IFRSアドバイザリー室

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.